

平成23年9月26日  
吉本興業株式会社

ファンのみなさま  
関係者各位

## 平成23年9月14日付「東洋経済オンライン」弊社関連記事について

株式会社東洋経済新報社がインターネット上に配信しております「東洋経済オンライン」において、本年9月14日付で「『紳助騒動』でも明らかになった吉本興業の非上場化メリット、“行儀悪い”非上場化に株主からの訴訟も」と題する記事（以下、「本件記事」といいます。）が掲載されており、これについて弊社宛てにいくつかのお問い合わせをいただいております。

しかしながら、本件記事には多くの誤解と明白な誤りが含まれております。弊社としては、ファンの皆様、株主様、パートナー企業様に不要なご心配をおかけすることはできませんので、以下のとおり、本発表をもって誤りを正し、弊社としての意見を表明したいと存じます。

1. 本件記事は、合併前の旧クオンタム・エンターテイメント社による旧吉本興業株式会社へのTOB及びこれに伴う非上場化、完全子会社化と合併などの一連の組織再編行為をとらえ、「(弊社による)非上場化は、あまりに突然かつ性急だった」、とか、「2009年9月14日、突然上場廃止宣言を出した」などとして、旧吉本興業において“突然の”上場廃止を自ら決定して発表したかのような事実を摘示しております。

しかしながら、旧吉本興業は、外部の会社からTOBの提案を受け、これについて独立した判断により法定の手続きに従って賛同意見表明を行ったに過ぎない立場であり、自らが主導的に“突然の非上場化”を選択したわけでもなく、弊社が一方的な“上場廃止宣言”を行ったわけでもございません。そもそも、証券取引所の上場ルール上も、個社による一方的な上場廃止の決定など不可能であることは周知の事実であって、このような記事内容は明白な誤りであります。

2. 本件記事は、弊社が「キャッシュアウト」と呼ばれる手法を用いて非上場化を行った旨の事実を摘示し、これを批判しておりますが、この点についても大きな誤解があるものと考えられます。

まず、会社法上の組織再編行為の一手法としての「キャッシュアウト」という用語は存じ上げませんのでその意味が不明ではあり（キャッシュアウトマージャーもしくはスクイーズアウトと呼ばれる組織再編行為に関する用語と間違えて使用なさっていると推測しますが、記事の中ではこれらとは異なった意味で用いられているように感じられます）、反論が難しいのですが、いずれにせよ、弊社は会社法上適

法に認められている手続きに従った行為を行っており、株主の皆様の利益、弊社の将来への事業展開等を総合的に考慮したうえで最善を尽くして判断したものであって、この点について非難されるいわれはないものと考えております。

3. 本件記事は、「暴力団排除に向けた社会全体の意気込み」や島田紳助氏の過去の暴行事件等と関連付けた上で「上場を維持するコンプライアンス上のリスク」が弊社の非上場化に関連しているかのような事実を摘示しております。

しかしながら、まず、本件記事にて紹介されている、広島県・広島市・東京都における暴力団排除条例の施行時期に関する記事内容は、時期的に全く事実と異なる虚偽のものであって、弊社の TOB から上場廃止に至る経緯と、一連の暴力団排除条例の制定・施行との間には、全く関連性が存在し得ません。また、旧クオンタム・エンターテイメント社の旧吉本興業への TOB 並びにこれに対する賛同の理由はすでに発表されているとおりであり、記事が指摘するような「コンプライアンス上のリスク」と、上記の TOB から上場廃止に至る経緯とは全く関係がございません。

従いまして、本件記事に係る点においても明白な誤りであります。

なお、弊社は非上場化を行った後も、上場企業であった当時以上のコンプライアンスの体制を構築しているのが実情です。また IR も十分に行う体制を持ち、実際株主様、親密企業様等にご説明をさせていただいております。

4. 本件記事は、「キャッシュアウトは金銭により株主を追い出すので、追い出される株主は買われる会社の成長シナジーから永久に遮断される」などとして、弊社の TOB から上場廃止に至る経緯を批判しているようです。

ここでいう「成長シナジー」とは一般に使用されている用語ではなく、また、シナジーとは相乗効果のことでもありますので、「成長シナジー」は何と何の相乗効果を意味しているのか不明であって、その意味を理解することは不能ですが、記事の内容から推察するに、会社の成長による株価上昇のメリットのことを述べていると思われま

す。しかし、株式の価格は、現在の株式市況がそうであるように、国内外の経済環境に応じた外的要因によっても大きく上下動するものでありますから、上記のように、株価上昇のメリットを受けられなくなることを批判するのであれば、同様に、株式を保有し続けることによって受ける株価下落のリスクも平等に評価すべきであると考えます。また、端数持分保有者からの端数買い取りの際には TOB 価格に準じた金額にて裁判所からの適正な許可も得ており、かかる買取金額には TOB 時に提示されたプレミア部分も付加されているというメリットも平等に評価すべきであります。

本件記事は、これらの点をあえて捨象して論じた上で、端数持分の買い取りが株主においてデメリットしか存在しない行為であるかのように断じ、かかる買い取りについて「罪が重い」とか「極めて行儀の悪い行為」などと批判しておりますが、

一方的かつ誤導的な誹謗中傷であると考えており、弊社として到底許容できるものではありません。

5. 本件記事は、「現在多用されている会社法のキャッシュアウト条項は、本来、法的手続きを使わず、任意で債務整理を行う際の100%減資を円滑に進める目的で創設されたもの」と主張し（「キャッシュアウト条項」とは意味が不明ですが、文脈上、弊社が利用したような、取得条項付種類株式を用いた100%子会社化の手法のことであると推測します。）これが、「本来の法の趣旨とは異なる使われ方」がされている等と批判しております。

しかし、上記の取得条項付種類株式を用いた100%子会社化の手法が「任意で債務整理を行う際の100%減資を円滑に進める目的で創設されたもの」とであるという主張は、それ自体が一方的な見解であって、確定した議論はなく、会社法上もそのような限定は一切なされておられません。

本件記事は、何ら確定されていない偏った見解に基づき、弊社の利用した手続きを「本来の法の趣旨とは異なる使われ方であることは事実だ」などと断じておりますが、この点も、到底許容できるものではないと考えます。

6. さらに、本件記事は、19名の株主が弊社に損害賠償を請求している訴訟事件において、弊社が、旧吉本興業株式の価格算定評価書の開示を「守秘義務契約をタテにとって抵抗」しているかのような事実を摘示しています。

しかし、これは、価格算定会社において、同評価書に記載されている自らの重大なノウハウの流出等を懸念して、弊社に対して慎重な判断を要請しているという事実のみに係る問題であり、あたかも、弊社において事実の隠ぺいを図ろうとしているかのごとき批判は全く当を得ていません。

以上のとおり、本件記事は、多くの誤解と明白な誤りをもとに構成されたものであって、極めて遺憾であります。ファンの皆様、関係者の皆さまには、本件記事によって多大なご心配をお掛けしており恐縮ですが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

かかる記事をもって弊社に対する一方的な非難・批判を展開する東洋経済新報社には、嚴重なる抗議の意を表明いたします。

なお、東洋経済新報社様、もしくは記事を書かれたライター様において、上記内容についてさらなる質問等ございましたら前向きに検討させていただきますので、弊社経営・財務戦略本部までご一報いただければ幸いです。

以上